

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 滋賀県

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シヤカイフクシホウジンタカシマカイ		
法人名	社会福祉法人たかしま会		
法人所在地	〒	520-1812	
	滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地		
フリガナ	ソネ ヒデミ		
書類作成担当者	曾根 秀美		
連絡先	電話番号	0740-28-1138	E-mail honbu@takashimakai.or.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	63,509,064	円
② 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額	(b)	6,674,400	
② 令和8年度の賃金改善の見込額 (①の額以上となること。障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(c)	63,509,064	円
令和7年度と比較した令和8年度の増加分の配分方法			
③ 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額(再掲)	(d)	6,674,400	円
④ 令和8年度に③を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(e)	6,674,400	円
	(f)		
	(g)		

【記入上の注意】

- (c)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	23,628,465	円	
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	23,628,465	円	

【記入上の注意】

- 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。	

(3) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。	

(4) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	
処遇改善加算の申請時点において、当該要件を満たしていない場合、令和9年3月末までに改善後の賃金要件又は、職場環境等要件について全体から14以上の取組を行うことを誓約します。	

(5) キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記	
-------------------------------	--

(6) 職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	○

【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

該当 ○

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑩は必須)を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳが対象】

該当 ○

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施するとともに全体から8以上の取組を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

【6月以降新規に対象となるサービスが対象】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	✓ ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保
両立支援・多様な働き方の推進	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓ ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる
	✓ ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	✓ ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓ ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための取組	✓ ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入	
✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	

		㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
		㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。
やりがい・働きがいの醸成	✓	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	✓	㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓	㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓	㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
		職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7-1) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

<p>別紙1表1-1及び表1-2に掲げる障害福祉サービス等事業所について ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑩及び⑪は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み かつ 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 ○障害福祉サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属している かつ 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。</p> <p>別紙1表1-4に掲げる障害福祉サービス等事業所について ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑩及び⑪は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み かつ 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 ○社会福祉連携推進法人に所属しています。 かつ 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
--	---

(7-2) 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てることについて

① 加算Ⅰロ・Ⅱロを取得する事業所において加算Ⅱ口の加算額の1/2の見込額	0	円	
② 令和8年度特例要件を満たす(誓約する)ことでキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを満たすこととした事業所において加算Ⅱ口の加算額の1/2の見込額	0		
③ ①+②の見込額の合計額	0		←
④ 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①+②の見込額以上となること)	23,628,465	円	←

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例(指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓ 期間中に事業所が休業した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還となる。また、指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 8 年 4 月 8 日 法人名 社会福祉法人たかしま会
代表者 職名 理事長 氏名 谷本 修一

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
	令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額460万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を実施している場合は満たしているものとする	○
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
		障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
(7)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
	必要な項目が全て選択されていること	○
	誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(個票(4、5月))

法人名 社会福祉法人たかしま会

【記入上の注意】
・「オレンジ色」セルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 滋賀県

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2 ①の内数)	9,472,444	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2(1)(3)の内数)	3,361,880	円
令和8年度に増加する加算額の見込額 (令和7年度の加算率と比較) [記入上の注意]	0	円

・改善後の資金が年額400万円以上であることは、処遇改善加算による資金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアバス要件Ⅳについて(「令和8年度の算定予定」について)

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数	6
改善後の資金要件(年額400万円以上)を満たす 職場環境等要件全体で14以上の取組を実施している/準拠する事業所数	6

障害福祉サービス事業所番号	指定種別名	事業所の所在地		事業所名	サービスマ	一月あたり障害福祉サービス等報酬額(処遇改善加算を除く)[円] (a)	(参考)令和7年度		令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率(b)	算定対象月(c) ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c)	令和8年度に増加する加算額の見込額(令和7年度の加算率と比較)	①月額資金要件		②・③キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアバス要件Ⅲ	⑤キャリアバス要件Ⅳ	⑥キャリアバス要件Ⅴ	⑦令和8年度特別要件	記入上の注意
		都道府県	市区町村				加算率	加算率						月額資金要件を満たす	月額資金要件を満たす						
		加算率	加算率				月額資金要件を満たす	月額資金要件を満たす													
1	2512200151	滋賀県	高島市	藤美堂	施設入所支援	9,361,014	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	2,976,802	0	1,076,517	○	○	○	○	○	対象加算なし	
2	2512200151	滋賀県	高島市	藤美堂	障害者支援施設:生活介護	15,807,486	処遇改善加算Ⅰ	10.1%	処遇改善加算Ⅰ	10.1%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	3,193,112	0	1,059,102	○	○	○	○	○	対象加算なし	
3	2512200151	滋賀県	高島市	藤美堂	短期入所	878,986	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	279,518	0	101,083	○	○	○	○	○	対象加算なし	
3	2512200177	滋賀県	高島市	藤の木工房	就労継続支援B型	2,154,599	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	400,756	0	133,585	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
4	2512200409	滋賀県	高島市	デイサービスセンター	生活介護	5,279,417	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	855,266	0	290,368	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
5	2512200409	滋賀県	高島市	デイサービスセンター	短期入所	228,041	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	72,518	0	26,225	○	○	○	○	○	対象加算なし	
6	2522200076	滋賀県	高島市	共同生活援助あっとホーム	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,040,246	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	266,302	0	109,226	○	○	○	○	○		
7	2522200043	滋賀県	高島市	共同生活援助たつちの家	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,146,243	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	293,438	0	120,356	○	○	○	○	○		
8	2522200084	滋賀県	高島市	共同生活援助箱館ハウス	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,188,057	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	304,142	0	124,746	○	○	○	○	○		
9	2522200019	滋賀県	高島市	共同生活援助朝日たき	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,912,819	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	処遇改善加算Ⅲ	12.8%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	489,682	0	200,846	○	○	○	○	○		

障害福祉サービス等事業所番号	指定種名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等給付総額(処遇改善加算を除く)[円] (a)	(参考)令和7年度		令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (b)	算定対象月 (c) ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c)	令和8年度に増加する加算額の見込額(令和7年度の加算率と比較)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件 I・II	④キャリアパス要件 III	⑤キャリアパス要件 IV	⑥キャリアパス要件 V	令和8年度特例要件	記入上の注意		
		都道府県	市区町村				算定した処遇改善加算の区分 ※令和8年3月時点	加算率						処遇改善加算IV相当の見込額の1/2	月額賃金要件を満たす								
10	2522200002	滋賀県	滋賀県 高島市	共同生活援助事業所ホーム	共同生活援助(介護サービス包居型)	1,331,672	処遇改善加算 III	12.8%	処遇改善加算 III	12.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月(2 ヶ月)	340,908	0	139,826	○	○	○						

別紙様式2-3(個票(6月以降))

【記入上の注意】

・オレンジ色セルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

法人名 社会福祉法人たかしま会

提出先 埼玉県

合計	全サービス	従前から経過改善加算の対象となっていたサービス	令和8年6月以降に経過改善加算の対象となるサービス	
経過改善加算(見込額)の合計【円】 (別紙様式-1 2 ①の内訳)	54,036,620	54,036,620	0	円
うち、経過改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計【円】 (別紙様式-1 表①②の内訳)	20,246,585	20,246,585		円
令和7年度に増加する加算額の見込額 (令和7年度の加算率と比較)			6,674,400	円

【記入上の注意】
・改善後の資金要件が年額400万円以上であることは、経過改善加算による資金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(「令和8年度の算定予定」について)

経過改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの算定を届け出た事業所数	8
改善後の資金要件(年額400万円以上)を満たす・職場環境等要件全体で14以上の取組を実施している/誓約する事業所数	8

障害福祉サービス事業所番号	指定報告名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額(経過改善加算を控除)【円】(a)	(参考)令和7年度		令和8年6月以降に算定する経過改善加算の区分	加算率(b)	算定対象月(c) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	経過改善加算の見込額【円】(a×b×c)	令和8年度に増加する加算額の見込額(令和7年度の加算率と比較)	①月額資金要件		②③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意
		都道府県	市区町村				令和7年度	加算率						月額資金要件を満たす	任用要件・資金体等の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年額400万円以上)を満たす ※上記要件の代わりに、以下の場合も可 職場環境等要件全体で14以上の取組を実施	配置等要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組・経過改善加算Ⅱロの加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てている		
1	2512200151	滋賀県	高島市	藤原	福祉入所支援	9,361,014	経過改善加算Ⅰ	15.9%	経過改善加算Ⅰイ	18.6%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	17,411,490	2,527,470	6,846,320	○	○	○	○	○	対象加算なし	
2	2512200151	滋賀県	高島市	藤原	障害者支援施設:生活介護	15,807,486	経過改善加算Ⅰ	10.1%	経過改善加算Ⅰイ	11.3%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	17,862,460	1,896,900	6,243,955	○	○	○	○	○	対象加算なし	
3	2512200151	滋賀県	高島市	藤原	短期入所	878,986	経過改善加算Ⅰ	15.9%	経過改善加算Ⅰイ	18.6%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,634,910	237,330	824,080	○	○	○	○	○	対象加算なし	
3	2512200177	滋賀県	高島市	藤の街工務	就労継続支援B型	2,154,599	経過改善加算Ⅰ	9.3%	経過改善加算Ⅰイ	10.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	2,262,330	258,550	797,200	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
4	2512200409	滋賀県	高島市	デイサービスセンター	生活介護	5,279,417	経過改善加算Ⅰ	8.1%	経過改善加算Ⅰイ	9.3%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	4,909,860	633,530	1,768,605	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
5	2512200409	滋賀県	高島市	デイサービスセンター	短期入所	228,041	経過改善加算Ⅰ	15.9%	経過改善加算Ⅰイ	18.6%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	424,160	61,570	161,910	○	○	○	○	○	対象加算なし	
6	2522200076	滋賀県	高島市	共同生活援助あっとホーム	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,040,246	経過改善加算Ⅲ	12.8%	経過改善加算Ⅲ	14.4%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,497,950	166,440	829,350	○	○	○	○	○		
7	2522200042	滋賀県	高島市	共同生活援助たつらの家	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,146,243	経過改善加算Ⅲ	12.8%	経過改善加算Ⅲ	14.4%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,650,590	183,400	893,475	○	○	○	○	○		
8	2522200084	滋賀県	高島市	共同生活援助虹のつた	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,188,057	経過改善加算Ⅲ	12.8%	経過改善加算Ⅲ	14.4%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,710,800	190,090	718,775	○	○	○	○	○		
9	2522200019	滋賀県	高島市	共同生活援助朝ばたき	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,912,819	経過改善加算Ⅲ	12.8%	経過改善加算Ⅲ	14.4%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	2,754,480	306,050	1,157,255	○	○	○	○	○		
10	2522200092	滋賀県	高島市	共同生活援助高木沢ホーム	共同生活援助(介護サービス包括型)	1,331,679	経過改善加算Ⅲ	12.8%	経過改善加算Ⅲ	14.4%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,917,610	213,070	805,660	○	○	○	○	○		

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 滋賀県

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シヤカイフクシホウジンタカシマカイ		
法人名	社会福祉法人たかしま会		
法人所在地	〒	520-1812	
	滋賀県高島市マキノ町西浜1415		
フリガナ	ソネヒデミ		
書類作成担当者	曾根秀美		
連絡先	電話番号	0740-28-1138	
	E-mail	honbu@takashimakai.or.jp	

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	508,240	円
② 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額	(b)	508,240	
② 令和8年度の賃金改善の見込額 (①の額以上となること。障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(c)	508,240	円
令和7年度と比較した令和8年度の増加分の配分方法			
③ 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額(再掲)	(d)	508,240	円
④ 令和8年度に③を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(e)	508,240	円
	(f)		
	(g)		

【記入上の注意】

- (c)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		0 円	←
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		円	←

【記入上の注意】

- 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)		○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。		

(3)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)		×
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。		

(4)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記		×
処遇改善加算の申請時点において、当該要件を満たしていない場合、令和9年3月末までに改善後の賃金要件又は、職場環境等要件について全体から14以上の取組を行うことを誓約します。		

(5)キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記		×
-------------------------------	--	---

(6) 職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	○
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	○

【4. 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

該当 ○

- ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑭は必須)を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳが対象】

○

- ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施するとともに全体から8以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

【6月以降新規に対象となるサービスが対象】

該当 ○

- ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	✓ ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓ ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
	✓ ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	✓ ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
生産性向上のための取組	✓ ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓ ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
生産性向上のための取組	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。

		⑳各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
		㉑の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉑の取組を実施している。
やりがい・働きがいの醸成	✓	㉒ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	✓	㉓地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓	㉔利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓	㉕支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

X

ホームページへの掲載	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7-1) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

<p>別紙1表1-1及び表1-2に掲げる障害福祉サービス等事業所について ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑩及び⑪は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み かつ 処遇改善加算Ⅱロの加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 ○障害福祉サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属している かつ 処遇改善加算Ⅱロの加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。</p> <p>別紙1表1-4に掲げる障害福祉サービス等事業所について ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑩及び⑪は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み かつ 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 ○社会福祉連携推進法人に所属しています。 かつ 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
---	---

(7-2) 処遇改善加算Ⅱロの加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てることについて

① 加算Ⅰロ・Ⅱロを取得する事業所において加算Ⅱロの加算額の1/2の見込額	0	円	
② 令和8年度特例要件を満たす(誓約する)ことでキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを満たすこととした事業所において加算Ⅱロの加算額の1/2の見込額	0		
③ ①+②の見込額の合計額	0		← ○
④ 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①+②の見込額以上となること)	0	円	← ○

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓ 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還となる。また、指定取消となる場合がある。

○

<p>本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。</p> <p>令和 8 年 5 月 8 日 法人名 社会福祉法人たかしま会 代表者 職名 理事長 氏名 谷本修一</p>	○
---	---

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1) 月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	×
(4) キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額460万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を実施している場合は満たしているものとする	×
(5) キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	×
(6) 職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
	障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	×
(7) 令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
・必要な項目が全て選択されていること	○
・誓約・記名が行われていること	○

